

## 平成 2 1 年三条市議会第 2 回定例会請願文書表

受理番号	第 45 号	受理年月日	平成 2 1 年 3 月 1 0 日
件 名	雇用と暮らしを守る緊急対策の強化を求める請願		
紹介議員	小 林 誠 君 西 川 哲 司 君		
請 願 文			
<p><b>【請 願 理 由】</b></p> <p>アメリカ発の金融危機が世界に広がり、我が国でも大手自動車メーカーなど製造業を中心に派遣労働者や期間工などの削減が、厚生労働省の調査でも2008年10月から2009年3月までで8万5,000人にも上ることが明らかになっています。さらに、内定取消しや正規雇用労働者の大量解雇も広がり、失業者が急増しています。失職した非正規雇用労働者の大半は、もともとワーキングプア(働く貧困層)と呼ばれる貯蓄も住宅もままならない若者たちです。職を失えば、会社の寮にも居られず、直ちに路頭に迷ってしまう者も少なくありません。</p> <p>新潟県内でも自動車関連や I T 関連などの工場を始め、次々と非正規雇用労働者の人員整理が広がり、2009年3月までに1,818人にも達するとみられています。</p> <p>県民の雇用と暮らしを守るためにも対策の強化は急務です。</p> <p>大量の失業者たちの雇用と暮らしを守るためには、国による緊急対策の強化が重要であるため、次の請願事項について関係機関に意見書を提出してくださるよう請願いたします。</p> <p><b>【請 願 事 項】</b></p> <p>1 雇用保険特別会計の6兆円もの積立金を活用し、直ちに次の施策を執ること。</p> <p>(1) 派遣や請負など非正規で働いてきた労働者にも、しっかりと失業給付がされるように失業給付受給資格に必要な就労期間を12か月から6か月に戻すこと。自己都合の場合でも給付期間の上限を360日にすること。</p> <p>(2) 雇用保険未加入だった労働者も含め、失業者や求職者への生活援助制度をつくり、安心して希望する職業訓練が受けられる条件整備や家賃補助、入居時の保証などを行うこと。</p> <p>(3) 非正規雇用労働者を正社員に登用した中小企業に賃金の差額を助成すること。</p> <p>2 巨額の内部留保を持つ大企業に社会的責任を果たさせ、また、便乗的な人員整理が無いように強く指導、監督すること。</p> <p>3 ワーキングプア(働く貧困層)の温床となり、労働者をもうけのための調整弁とする労働者派遣法等を抜本改正し、1999年の原則自由化以前の状況に戻すこと。</p>			

付託委員会

経済文教常任委員会